

徳島県告示第四百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に係る同法第二十九条第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
ム 有限会社セリアスホーム	徳島市一宮町片山三三番地二三	ム訪問介護事業所 有限会社セリアスホーム	徳島市一宮町片山三三番地一九	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和六年六月三十日